【別添２】

安全運転指針（部活動等送迎）

本指針は、部活動等における生徒の送迎に際し、安全確保を最優先とした運転を行うための基準を示すものである。運転者は本指針を十分に理解し、遵守すること。なお、本指針に違反した場合は、運転従事の継続ができないことがある。

１ 基本原則

・交通法規を遵守し、安全運転を最優先とすること。
・時間的都合や利便性よりも安全確保を優先すること。
・危険が予見される場合は運転を行わない判断をすること。

２ 安全運転の徹底 （法令順守）

・制限速度を守ること。
・十分な車間距離を確保すること。
・急発進・急ブレーキを避けること。
・ながら運転（スマートフォン操作等）その他安全運転を妨げる行為を行わないこと。
・飲酒又は酒気帯びの状態で運転を行わないこと。
・安全な運転に支障を及ぼすおそれのある薬物の影響下で運転を行わないこと。
・全ての乗車者にシートベルトを着用させること。
・乗車定員を超えて乗車させないこと。
・道路交通法その他関係法令を遵守すること。

３ 体調管理及び運転判断

・体調不良又は疲労等により安全な運転ができないおそれがある場合は、運転を行わないこと。
・運転前又は運転中に体調不良が生じた場合は、直ちに運転を中止し、安全な場所に速やかに停車するとともに、必要に応じて周囲へ支援を求めるなど適切に対応すること。
・天候、道路状況その他の事情により安全な運転が困難と判断される場合は、運転を見合わせること。
・長時間（2 時間を目安）の運行を伴う場合は交替運転者の確保を検討する、もしくは、安全な場所で休憩を確保するなど、運転者の負担軽減に必要な措置を講じること。

４ 生徒の安全確保

・全ての乗車者のシートベルト着用を確認すること。
・乗車定員を超えて乗車させないこと。
・乗降時における周囲の安全確認を徹底すること。

５ 事故・緊急時対応

・交通事故が発生した場合は、人命救助を最優先とし、速やかに警察へ通報すること。
・負傷者がいる場合は、必要に応じて救急要請を行うこと。
・事故発生後は、速やかに学校（顧問）へ連絡すること。

６ その他

・本送迎は保護者の任意の協力により行われるものであり、運転への従事を強制するものではない。
・車両を所有し、又は継続的に管理する者は、車検、定期点検、保険加入その他必要な維持管理を適切に行うこと。なお、運転前には日常点検を実施すること。
・運転者は、安全運転義務その他の法令上の責任を負うものとする。